

第7回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月25日（火） 午前9時00分～
- 2 開催場所 役場1階 101・102会議室
- 3 出席委員 15名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	4番	松本さとみ	農業委員	5番	黒木優子
農業委員	6番	渡邊 恵	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	2番	田中春男
推進委員	4番	興柊千恵美	推進委員	5番	畦池 港
推進委員	6番	小貫峰重	推進委員	7番	渡邊已鶴
推進委員	8番	木村俊一			
- 4 欠席委員 3名

農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	7番	飯干浩一
推進委員	3番	小笠秀哉			
- 5 議事内容
 - 議案第14号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第15号 非農地判断の承認について

事務局長	ただ今から第7回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に9番と10番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。 議案第14号農用地利用集積計画の承認についての1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第14号農用地利用集積計画の承認についての1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	この案件については今年1月に貸借で承認されていた案件になりまして、父親の〇〇氏から今回の渡人である△△氏に相続が終わったため、今回の所有権移転に至りました。 特に問題ないかと思えます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
小貫委員	申請地は田となっておりますが、受人の法人は田として使用するのでしょうか。
松本委員	ぶどう棚としての利用になります。
太田委員	ぶどうはどこに出すのでしょうか。
松本委員	五ヶ瀬ワイナリーです。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。議案第14号農用地利用集積計画の承認についての1番について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。 次に議案第14号農用地利用集積計画の承認についての2番について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第14号農用地利用集積計画の承認についての2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
事務局	本日は地元委員が欠席のため、事務局から説明いたします。今回の借人が農業振興公社ということで、農地中間管理事業の案件となります。実際に利用す

	るのは〇〇氏の息子になりまして、新規就農となりますが、国の補助を受ける関係上、農地中間管理事業を利用したの貸借となりました。場所は△△集落の奥の方になりまして、××集落に抜ける道の途中になります。以上です。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	申請地は使える状態なのでしょうか。
事務局	申請地は茶畑となっております、実を言いますと、〇〇氏がすでに昔から借りていた土地となっております、今も茶畑として利用されております。そこを今回、新規就農する息子さんが利用するということになります。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。議案第14号農用地利用集積計画の承認についての2番について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。 次に議案第15号非農地判断の承認についての1番について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第15号非農地判断の承認についての1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	申請地は〇〇集落の入り口の右上となります。周囲が山林に囲まれており日当たりも悪く、獣害被害もあることから植林をしたい意向があるようです。非農地ということで問題ないかと思えます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。議案第15号非農地判断の承認についての1番について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。 次に議案第15号非農地判断の承認についての2番以降については件数が多いため、まずは事務局から説明をお願いします。
事務局	2番以降については、現在、委員の皆様へ現地調査をお願いしておりますが、すでに調査が終わった〇〇集落の案件となります。件数が多いのである程度のまとまった箇所毎に審議をお願いしたいと思います。なお、小字と地番の関係や複数の土地を所有している方がいる関係から、議案書の順番どおりとなっておりますのでご了承ください。なお、字図の中に、議案書の何番の所有者かというのを記載しております。 それではまず1箇所目となります。議案書の2番の2筆です。現地に行く道がなく、ドローンの写真から原野ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	事務局から説明がありました。1箇所目の2筆について意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは2箇所目をお願いします。
事務局	2箇所目は3番が2筆、4番が1筆となります。こちらもドローンの写真となりまして、写真の下に写っている田よりも下の段に位置しており、現地行く道もなく荒れているため原野ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。
太田委員	写真の対象地の上の黒い線は川でしょうか。
事務局	川です。
畦池委員	この場所は現地に行く道もなく耕作は不可能なため非農地でよいかと思えます。
議長	この集落は私の地元になります。事務局は原野と判断しましたが、すでに山

	林化しているような状況ですので非農地ということで問題ないかと思っております。他に意見がなければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは3箇所目をお願いします。
事務局	3箇所目は5番6番7番8番の合わせて5筆になります。写真を見てもらえればわかるのです、5番は山林、6番は原野、7番は山林、8番は2箇所とも山林ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは4箇所目をお願いします。
事務局	4箇所目は、2番、31番、32番、33番が1箇所ずつとなります。2番が山林、31番が原野、32番が山林、33番が原野ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。
松本委員	ちょっと質問なのですが、すでに杉が植林されているところは、今後の地目はどうなるのでしょうか。地目が畑のところには杉が植わっていることに違和感があるのですが。
事務局	まず、杉の植林に関しては昨年の1月ごろに非農地証明、非農地判断の基準をどうするかということで総会の中でご相談させていただいておまして、本来であれば農地への杉の植林については無断転用ということで違反転用にあたりますので、転用の追認申請という形をとるのが本来の形であろうかとは思いますが、「概ね20年以上経っているような場所に関しては、親の代で植林していたという事も多く、昔の事を今さら追認申請してもらおうというのはいかがなものか」ということで非農地ということで処理するというで総会の中で意思決定しております。ただし、当然のことですが、植林後数年しか経っていないような箇所については違反転用ということで追認申請していただくように指導することとしております。ただ、後ほど案件として出てきますが、場所によっては浅い年数でも非農地として判断してもよいのかと思っております。
	質問にあった地目に関しては、非農地ということで総会で承認されれば所有者に非農地通知書を送付いたしますので、その通知書で法務局での地目変更登記を行っていただくこととなります。
議長	他にないでしょうか。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは5箇所目をお願いします。
事務局	5箇所目は、15番と27番になります。どちらも山林ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。
太田委員	15番の写真の右下の草が刈ってあるのは道か何かでしょうか。
事務局	この下に農地がありまして、そこに行く道です。
議長	他にないでしょうか。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは6箇所目をお願いします。
事務局	6箇所目は5番が3箇所、16番、17番、30番が1箇所ずつの6筆となります。5番の2箇所が原野、1箇所が山林、16番と17番と30番は山林

	ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	それでは意見のある方はお願ひします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは7箇所目をお願ひします。
事務局	8番が1箇所、9番が1箇所、10番が3箇所、11番が1箇所、12番が1箇所、13番が1箇所の8筆になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは意見のある方はお願ひします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは8箇所目をお願ひします。
事務局	8番、14番、34番が1箇所ずつの3筆になります。8番の箇所については、写真を見てもらうとわかるのですが、防火水槽となっております。こちらに関しては、消防法により町が設置した防火水利となりますが、土地収用法により収用された土地になりまして、土地収用法により収用された土地については農地法の中で転用申請が不要となっております。ですので設置当時に地目が変わらずに現在に至っているものと思ひますが、転用申請が不要な案件のため非農地ということ判断させていただきますと思ひます。14番は原野、34番は山林ということ判断させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは意見のある方はお願ひします。
太田委員	防火水槽の両脇に砂利が敷いてありますが、建物か何かは建つのでしょうか。
事務局	地面の高さを合わせるために敷いてあるものだと思います。非常時には積載車等が乗り入れますので建物は建てないかとおもひます。
議長	他に意見はないでしょうか。ちなみに14番については、かなり昔に乾燥場として利用しておりましたが、建物が無くなってそのまま原野化した形になります。ほかになければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは9箇所目をお願ひします。
事務局	16番が2箇所、17番が1箇所、18番が3箇所の合計6筆になります。16番が山林と原野、17番が山林、18番が原野と山林として判断させていただきます。 なお、17番については、先ほどの植林の説明と関連しておりますが、写真を見ていただくとわかるのですが、杉を植林してからそこまで年数が経っていないのですが、現地に行く道がなく、周りも川と山林に囲まれております。本来であれば追認申請となろうかと思ひますが、周りの状況を考慮し今回は非農地ということ挙げてさせていただきますがいかがでしょうか。
渡邊(恵)委員	田に影がかからないでしょうか。
議長	対象地の山がすでに立っておりますが、田に影響はありませんし、今回の杉が育つのは数十年後になりますが、影がかかることはないかと思ひます。また、そもそも今回の対象地と田の所有者が同じでもあります。 また、事務局から追認の話もありましたが、所有者が高齢者であり、転用申請の話をして理解してもらえないという事情もあり、土地の周辺状況を考慮しても非農地として処理してもかまわないかと思ひます。 他に意見はないでしょうか。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。

議長	それでは10箇所目をお願いします。
事務局	22番、24番、25番、26番がそれぞれ1箇所ずつで4筆となります。24番が山林、他が原野と判断いたしました。なお、22番については台風の被害を受けておりますが、被害を受ける前から原野ということでしたので原野として判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは11箇所目をお願いします。
事務局	16番が2箇所、21番が2箇所、23番が1箇所の合計5筆となっております。16番については、隣の川が対象地をさらっていて、現地がないような状況となります。他については原野として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは12箇所目をお願いします。
事務局	19番が1箇所、20番が1箇所となります。19番を山林、20番を原野として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。
太田委員	結構広くて川も隣にあるので昔は田として利用していたんでしょうね。
議長	利用されていたとは思いますが、現地に行く道がないため私が学校を卒業するときにはすでに利用されておらず、数十年は耕作されておられませんし、写真のとおり山林化しております。
藤田委員	昔は場所がなかったのてこういうところに田を作らざるを得ない状況でした。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは13箇所目をお願いします。
事務局	21番が1箇所で原野、22番も1箇所で原野として判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは14箇所目をお願いします。
事務局	18番が1箇所で原野、20番が1箇所で原野、23番が1箇所で原野、27番が1箇所で道路の一部、29番が1箇所で山林として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは15箇所目をお願いします。
事務局	28番が1箇所で原野として判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。ここは茶園があったような記憶があるのですが。
事務局	茶園の形跡はありましたが、現場に行く道がなく、登山して現場に行きました。

議長	他に意見はないでしょうか。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは16箇所目をお願いします。
事務局	18番が2箇所で原野と山林、20番が2箇所で原野と山林、26番が1箇所道路の一部、27番が原野として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。18番の原野については、写真では耕作可能なようにも見られますが、現在水路の工事を行っているため草刈りをしているだけで実際は耕作できるような状況ではありません。
事務局	川の横ですが、農機具が通れるような道ありませんでした。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは17箇所目をお願いします。
事務局	20番が3箇所原野が1箇所と山林が2箇所、28番が1箇所原野となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。
畦池委員	現地調査の結果について、事務局が大変でしょうがすでに非農地のところは今回のように早急に対応していただくとありがたいです。
議長	他にないでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第7回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____